

# 令和4年度夏の特別企画展運営業務 提案説明書

## 1 業務名

令和4年度夏の特別企画展運営業務

## 2 趣旨

この説明書は、札幌市が実施する「令和4年度夏の特別企画展運営業務」の委託の相手方を選定するための公募型企画競争の実施に関して、必要な事項を定めるものである。

## 3 業務の目的

札幌市では、平成25年3月に「生物多様性さっぽろビジョン」を策定し、生物多様性の保全のため、体系的・総合的な施策を推進している。

(URL: <https://www.city.sapporo.jp/kankyo/biodiversity/vision.html>)

また、令和3年3月には「札幌市気候変動対策行動計画」を策定し、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」と起こり得る影響に対する自然や人間社会のあり方を調整する「適応策」を通じて様々な課題解決に貢献することとしている。

(URL: [https://www.city.sapporo.jp/kankyo/ondanka/kikouhendou\\_plan2020/index.html](https://www.city.sapporo.jp/kankyo/ondanka/kikouhendou_plan2020/index.html))

本業務は、生物多様性さっぽろビジョンに基づく啓発事業及び札幌市気候変動対策行動計画に基づく「適応策」の一環として、市民が生物多様性保全に興味関心を持つ機会の創出や札幌市において気候変動がもたらす影響等に関する理解の促進を目的とし、夏休み期間に円山動物園内における展示とウェビナーを組み合わせたイベントとして企画展を開催するものである。

## 4 業務の履行期間

契約締結日から令和4年11月30日(水)まで

## 5 提案業務の上限額

3,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

## 6 業務の内容

予定する業務内容は以下のとおりである。

### (1) 事業全体の企画、運営

本事業全体の計画を作成すること。

また、本事業の告知のため、チラシ1,300部(カラーA4サイズ)及びポスター60部(カラーA2サイズ)の作成を行い、委託者に納品し、併せて、データも提出すること。なお、チラシの記載内容は委託者と事前に調整を行うものとする。

また、チラシ配布以外で可能なPR手法を積極的に提案し、受託者が実施すること。ただし、そのPR手法について、委託者が実施したほうが費用負担の発生がなく、かつ効率的と認められる場合においては、委託者と協議のうえ、委託者が実施することとする。

## 企画展開催期間

開催期間：令和4年8月5日（金）～8月14日（日）（延べ10日間）

開催時間：9時30分～16時30分

※ただし、円山動物園の開園日及び開園時間に併せて実施する。

### (2) 展示の実施

#### ア 展示内容

企画展の立案、展示物（必要な場合は展示用生体の採集も含む）の準備を行う。  
別紙リストにある備品等については貸し出しが可能である。

展示物としては、気候変動に関する説明と生物への影響に関するパネルを展示することとし、展示には動画、音声等を活用し、市民等が自ら学ぶ意欲を持つきっかけにつながるよう、わかりやすく伝える工夫をすること。

また、生物への影響を伝えるための効果が高いと考えられる場合は対象となる生物の生体を展示する。

展示会場内には、別途委託者が指示する相談ブースの設置スペースを設けること。

相談ブースにおいては委託者が別途相談対応に従事する者を派遣し、相談業務を実施する。

#### イ 会場（別図参考）

札幌市円山動物園 動物科学館ホール

（札幌市中央区宮ヶ丘3番地1）

ウ 展示については小学校高学年以上が理解できる内容とすること。

### (3) 参加型コンテンツの運営

パネル展示から円山動物園の展示へ繋げるミニツアー、ラリー形式の事業など、参加型コンテンツを実施、運営すること。

参加型コンテンツは、期間中の土日祝日のうち3日間で実施すること。

対象は小学生とその保護者とし、少人数単位で参加が可能なものとする。

参加型コンテンツ実施日には、実施に必要な人員を配置すること。

### (4) ウェビナーの実施

テーマは気候変動が生物に及ぼす影響とし、気候変動に関する概要、気候変動が生物に影響を及ぼす具体例などについての講演を、Zoomを使用して実施すること。

新型コロナウイルス感染症の発生状況を勘案し、可能な場合は円山動物園内の会場とオンラインのハイブリッド形式とすること。

なお、Zoomライセンスは委託者が用意するものとし、設定及び配信は委託者が行う。

委託者が用意する機材は、ノートパソコン3台程度（台数は要相談）、Webカメラ1台、マイク付きスピーカ1台である。

上記以外に必要と認められる機材は受託者が用意すること。

ウェビナーは高校生以上が理解できる内容とすること。

受託者はテーマに沿った内容で講演が実施可能な講師を委託者に提案し、了承を得ること。

また、受託者は講師と必要な連絡調整を行い、当日の進行を行うこと。講演はオンラインでの実施も可とし、質疑応答を含む1時間程度とする。

講師への謝礼の支払いは受託者が行うこと。

ウェビナーは期間中の土日祝日のうち、参加型コンテンツを実施しない2日間で実施すること。(2日間それぞれ異なる内容で実施すること)

参加は事前申込とし、委託者が公式ホームページに設置する Web フォームにより受付を行い、申込者が多数の場合は委託者が抽選により決定する。

受託者は抽選で決定した参加者に対し、メールにより当日の参加に必要な ID、パスワードなどを案内する。

委託者が公式ホームページ上に参加者向けアンケートフォームを設置するので、受託者は参加者にアンケートへの回答を案内すること。

質疑応答を含むウェビナーの内容及び使用した資料を収録、記録し、動画データとそれ以外のデータと区分して保存し、開催日時、使用したオンライン会議システム名、参加者名、概要を記すものとする。なお、動画については不要な部分の削除など、簡単な編集を行うこと。

#### (5) 参加者からのアンケート回収及び結果の集計、分析

委託者が公式ホームページ上に参加者向けアンケートフォームを設置するので、参加者にアンケートへの回答を案内すること。

会場では同じ内容の紙媒体のアンケートを用意し、参加型コンテンツ及びハイブリッド形式のウェビナー参加者にアンケートへの協力を促し、アンケート回答者には、委託者が用意する景品を配布すること。

会場で回収したアンケート及びアンケートフォームで実施したアンケート結果について、受託者が集計を行うこと。

集計には回答者の年代など、属性や設問の回答内容毎にクロス集計を行いグラフや表を作成して結果をわかりやすく表示するとともに、その結果についての考察を報告書に掲載すること。

#### (6) 報告書の作成

報告書 (A4 版および電子データ) 及び必要に応じて補足資料等を作成し提出すること。報告書には企画展の展示が明確にわかる画像及びウェビナー実施中の画像、参加型コンテンツの実施時の画像など、実施業務の内容がわかる画像データを複数含むこと。

#### (7) 新型コロナウイルス感染症対策

事業実施中は感染防止対策に努めることとし、会場内には消毒液 (消毒用エタノール等) を複数設置し、参加者には適宜、手指の消毒をさせること。

#### (8) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」及び「札幌市個人情報保護条例」を遵守しなければならない。

## 7 企画提案を求める事項

企画提案書には以下の項目を含めること

項目	説明	ページ数
(1)業務の実施方針	提案者の当該業務に対する考え方や取組	A4 判 1 ページまで

及びフロー	方針等	
(2)展示の実施内容	展示を実施する上での考え方や理解を促すための展示に必要と考えられるポイントと展示内容の提案	A4 判 2 ページまで
(3)参加型コンテンツの実施内容	参加者が楽しみながらテーマについて学ぶために考慮すべきポイントとコンテンツ内容の提案	A4 判 2 ページまで
(4)ウェビナーの実施内容	気候変動や生物多様性との関連性について市民が楽しく学んで認識を新たにし、行動変容へつなげることのできる講演内容と講師の提案	A4 判 2 ページまで
(5)その他独自の提案	上記のほか、独自の提案事項があれば追加	A4 判 1 ページまで
(6)業務実施体制	業務の実施体制及び担当技術者の業務の経歴	A4 判 1 ページまで

## 8 参加者の資格要件

次のすべての条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規程に該当しないものであること。
- (2) 会社更生法による更生手続きの開始の申し立てがなされている者又は民事再生法による再生手続き開始の申し立てがなされている者（手続き開始の決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置をうけていないこと。
- (4) 企画提案書等提出期限時点において、令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）のうち、大分類：一般サービス業、中分類：情報サービス、研究・調査企画サービス業に登録されていること。
- (5) 札幌市内に本店又は支店等の所在地を有していること。
- (6) 本企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (7) その他札幌市契約規則に基づく契約者としての不適合要件に該当しないこと。
- (8) 国又は地方公共団体等が発注した、本調達役務の内容と同規模または類似業務の履行実績（平成 29 年 4 月 1 日以降に業務を完了したものに限る。）を有する者であること。

## 9 提案方法等

- (1) 提出書類及び部数

ア 参加意向申出書（様式 1）：1 部

イ 企画提案書（様式自由・A4 判・表紙を含めて 10 ページ以内）：11 部（正本 1 部、

副本 10 部)

ウ 参考見積書 (様式自由) : 1 部

積算根拠が分かるように作成すること。なお、本積算額は企画書が選定された提案者との契約額を確約するものではない。また、上記 5 に示す提案上限額の範囲内とする。

エ 再委託予定先の一覧 (様式自由) : 1 部

本業務の全部を第三者に委託してはならない。ただし、業務遂行上、本業務の一部 (チラシ、ポスター印刷など) を再委託する必要がある場合は、再委託先について、以下の事項を記載すること。

ア) 会社名

イ) 所在地

複数の拠点を持つ場合においては、本業務を行う予定の者が契約期間中に最も多く勤務する場所を記載すること。

ウ) 再委託する業務の範囲

エ) 再委託が必要な理由

オ 企画提案者概要書 (様式 2) : 1 部

カ 類似業務実績確認書 (様式 3) : 1 部

実績を証明するものとして、契約書等の写し及び当該実績の事業内容の概要がわかる書類を添付すること。

キ 計画書 (様式自由) : 1 部

業務の履行期間中 (契約締結日は 5 月下旬を想定) における業務計画を作成すること。

(2) 提出期限

令和 4 年 4 月 26 日 (火) 17 時【必着】

(3) 提出先

持参又は郵送により、下記に提出すること。

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所 12 階

札幌市環境局 環境都市推進部 環境共生担当課

(4) 企画提案書作成にあたっての留意事項

ア 用紙サイズは A 4 判とすること。

イ 企画提案書には表紙をつけ、表題として「令和 4 年度夏の特別企画展運営業務」と記載すること。

ウ 企画提案書は正本 1 部、副本 10 部を作成し、正本は表紙に社名を記載するが、副本には記載しないこと。

エ 正本を除き、会社名及び会社名を類推できる表現や氏名を入れず、会社名については「弊社」または「〇〇社」、氏名については「〇〇」、複数名を記載する場合は、アルファベット表記等、特定できない表現で記載すること。ただし、これらが混在しないように留意すること。

また、再委託予定先に関する記載がある場合も上記と同様の取り扱いとすること。

## 10 質問の受付及び回答

本業務の企画提案に関する質問は、「質問書」（様式4）を提出するものとする。

### (1) 質問受付

#### ア 受付期間

令和4年4月4日（月）～4月12日（火）17時

#### イ 提出方法

Eメールで受け付ける。Eメールの件名は「令和4年度夏の特別企画展運営業務企画提案に関する質問」とすること。

#### ウ 提出先

上記9(3)の提出先に同じ。

Eメールアドレス：biodiversity@city.sapporo.jp

### (2) 回答

回答は、ホームページに随時掲載する。令和4年4月19日（火）17時までに、すべての質問に対する回答を掲載する（質問者名は公表しない）。

## 11 企画提案の審査

企画提案書は、「令和4年度夏の特別企画展運営業務に係る企画競争実施委員会」（以下、「実施委員会」という。）において審査する。

### (1) 参加資格の確認及び一次審査

ア 参加資格については「3 参加資格」に基づき確認を行う。

イ 一次審査においては、審査項目「1 事業の目的理解」に基づき評価を行う。

ウ 参加資格の確認結果及び一次審査結果は、確定後速やかに企画提案者全員に通知する。

エ 一次審査の通過者数は3者程度とする。なお、企画提案者が少数の場合は、実施委員会委員長の決定により、一次審査を省略する場合がある。

### (2) 二次審査

一次審査を通過した企画提案者に対し、二次審査としてヒアリングを実施する。

#### ア 日時

令和4年5月10日（火）（予定）

#### イ 会場

札幌市役所本庁舎13階1号会議室

詳細については別途通知する。

#### ウ 発表方法

企画提案書を用いた説明とする。なお、発表者には本業務の業務処理責任者を含むこと。

#### エ 発表時間について

1企画提案者当たりプレゼンテーション10分、質疑10分（予定）。

#### オ 発表参加者

出席者は最大3名までとする。

#### カ その他

- (ア) 企画提案者が1者の場合、二次審査において実施委員会が定める最低評価基準点を超えていれば候補者として選定する。
- (イ) 同点により契約候補者となるべき最高得点を得た者が複数あるときは、評価基準の評価項目のうち「項目2、展示内容」、「項目3、参加型コンテンツ」及び「項目4、ウェビナー」の3項目の合計得点が高い方を上位とする。なお、これによっても優劣がつかない場合は、実施委員会での協議により契約候補者を選考する。

キ 契約の相手方の選定及び契約について

契約は、総合的に最も優れていると判断される参加者と随意契約により行うこととし、具体的な内容及び委託費の額は、委託候補者と札幌市との協議により決定するものとする。なお、委託候補者との協議が不調に終わった場合や、企画提案にあたり、虚偽の記載および申告など、不正とみなされる行為を行った場合は、次点とされた者と交渉する場合がある。

- (3) 審査項目及び審査基準  
別添評価基準のとおりとする。

## 12 企画競争実施に係るスケジュール

本企画競争実施に係るスケジュールは以下のとおり。

企画提案の公募開始	令和4年4月4日（月）
質問書の提出期限	令和4年4月12日（火）※1
質問書に対する回答	令和4年4月19日（火）
企画提案書等提出期限	令和4年4月26日（火）※1
一次審査（書類審査）	令和4年4月27日（水）※2
二次審査（ヒアリング）	令和4年5月10日（火）

※1 提出期限については、それぞれ期限日の17時必着とする。

※2 一次審査は応募者多数の場合のみ実施する。

## 13 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

## 14 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

## 15 著作権に関する事項

- (1) 企画案の著作権は各企画提案者に帰属する。
- (2) 札幌市が本業務の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変、書類の複製を含む）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者

に通知することとし、当該使用にあたっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

- (3) 企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者の著作権をはじめとしたいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画案その他本企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めにより公開する場合がある。

## 16 その他の留意事項

- (1) 企画提案は、参加者の資格要件を満たす 1 事業者当たり 1 件とする。
- (2) 企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出書類等については電子媒体も含めて返却しない。また、期限を超えての提出のほか、差し替え、変更、再提出は認めない。（軽微な修正は除く）

## 17 契約候補者との役務契約の条件

- (1) 札幌市は、本件企画競争の審査結果により、二次審査における委員会の委員の評価の合計点数が最も高かった者（以下「最優秀者」という。）と協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。また、最優秀者との協議が不調に終わった場合には、二次審査における評価の上位の者から順に協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。
- (2) 企画競争の性質上、当該契約に当たり、企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らず、採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため、委託者と受託者の協議により内容を一部調整する場合がある。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。
  - ア 提出書類に虚偽の記載及び申告等、不正とみなされる行為を行った場合
  - イ 参加者及びその関係者が選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合
  - ウ その他、札幌市が不適切と判断した場合

## 18 連絡先

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所 12 階

札幌市環境局 環境都市推進部 環境共生担当課 担当：寺島、大熊

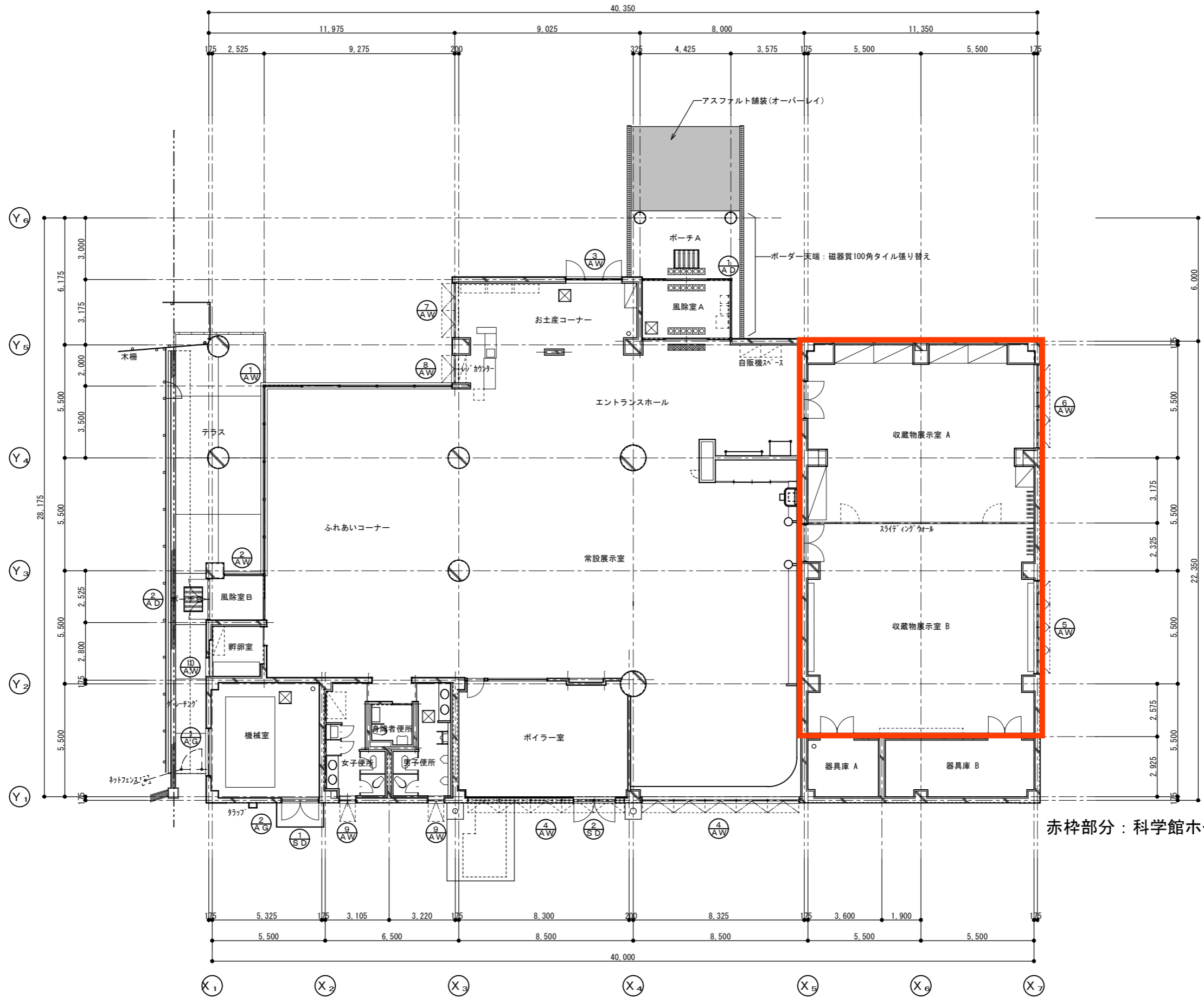
電話：011-211-2879 FAX：011-218-5108

E メールアドレス：biodiversity@city.sapporo.jp



## 貸出物品一覧

名称	サイズ等	個数	単位
会議机	1800mm×600mm	10	台
パイプ椅子		50	脚
会議テーブル	1200mm×1800mm	4	台
丸椅子		24	脚
キャスター付きパネルボード	幅1200×高さ約1800mm	7	台
キャスター付きパネルボード	幅900×高さ約1800mm	20	台
支柱式パネルボード	幅1200×高さ約1800mm	12	台
支柱式パネルボード	幅900×高さ約1800mm	6	台
キャスター付きアクリルボード	幅900×高さ約1800mm	3	台
演台	幅650×奥行450×高さ950mm	1	台



赤枠部分：科学館ホール